

2014年6月

－運動の手引き(第4版)－ 市町村に向けて新制度に対する運動をすすめるために

全国保育団体連絡会

4月末ようやく基準等に関わる府省令が公布されました。公定価格の仮単価や利用者負担のイメージも示され、消費税増税の有無にかかわらず2015年4月の新制度実施が明言されました。国は各市町村に新制度の施行準備を急ぐよう求めています。未だ不明な部分が多く残されたままであり、見切り発車の感は否めません。

多くの市町村がこうした国のテンポについていけず、条例等の制定は9月議会で行うようです。しかし、政令市・中核市を中心に、6月議会条例制定を行う自治体もあります。

新制度をめぐる情勢は急テンポで動いています。私たちは市町村が児童福祉法24条1項に基づく保育実施責任を果たし、市町村レベルで新制度の改善、よりよい運用ができるよう、各市町村に向けての運動を急いですすめる必要があります。

新制度に関する情報を正しくつかみ、理解し、関係者への情報発信をすすめつつ、自治体要請・懇談、自治体署名、議員要請・懇談など市町村への運動をすすめていきましょう。

また、運動をより広範な関係者に広げていくために、今年も9月スタートで国会請願署名にとりくみます。私たちの願う保育を実現するために、国と自治体に向けて要求実現を求める運動をあわせてすすめていきましょう。

<運動のポイント>

- ①新制度の実施に向けて、自治体当局、ならびに自治体議会に対する要請、要望活動などのとりくみをすすめつつ、国会請願署名（自治体向け署名）のとりくみを準備する。
- ②新制度の内容を正確に理解し、保護者・関係者に新制度の概要と問題点、改善の課題を伝え、署名運動や集会の開催などを通して世論を広げ、国や市町村にアピールする。

<運動のテンポ>

★自治体に向けての運動に国向け署名の運動を連動させ、広げる

	自治体に向けて	国に向けて
6月	○保育到達水準の確認・要望事項の整理 <u>自治体の状況把握（懇談・要請）</u> ・自治体署名準備・実施 ↓ <u>自治体要請、要望</u>	要求の柱を確認 署名項目等提案 → 各団体で討議
7月	・現行水準の維持・拡充に関して ・条例制定に関して	署名項目一討議・確認

8月	<ul style="list-style-type: none"> ・保育要求実現に関して <p>○9月議会に向けてのーとりくみの準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案へのパブリックコメント等 ・議員要請 <p>○署名運動の準備</p>	<p>合研集会</p> <p>○署名運動の準備</p>
9月	<p>◆秋の運動スタート</p> <p>○9月議会準備（議会請願・陳情、宣伝）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員要請、懇談、議会傍聴 <p><u>自治体要請・懇談</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新制度の準備についての確認・要望 ・認定、利用調整、入所手続き等について ・保育料等について 	<p>◆秋の運動スタート</p> <p>私たちの願う保育の実現を求める国への要求運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会請願署名、学習、宣伝
10月	<p>○新制度作業開始ー状況チェックと自治体要請</p> <p><u>自治体要請・懇談</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定、利用手続きなどについて 	<p>地元国会議員への要請</p> <p><署名第1次集約></p>
11月	<p><u>保育所入所運動・保育所づくり</u></p>	<p>1 1. 3大集会（日比谷野音） 全保連活動交流会</p> <p>1 1. 4 政府・国会要請行動</p>
12月		<p><署名第2次集約></p> <p>政府・国会要請行動ー予算要望中心に</p>

<運動のすすめ方ー要求のポイント>

I. 市町村に向けての運動<総論>ー現行水準を後退させず、拡充を求める

1. 子どもの保育に格差を持ち込ませない

- ①すべての子どもに対して、すべての施設・事業が格差のない保育・教育を提供するよう求める。
- ②すべての子どもの権利保障、子どもの最善の利益を制度・施策の基本にすることを求める。

2. 市町村の保育実施責任（児童福祉法 24 条 1 項）を生かす

- ①児童福祉法 24 条 1 項ー市町村の保育実施責任が制度の基本であることを条例等に明記する。
- ②新制度の導入の際に混乱が生じないように、市町村の責任で保育が確保されるよう利用手続きの明確化、利用調整の実施を求め、その内容を保護者や関係者に周知徹底させる。

3. 現行保育水準を後退させず、維持・拡充する

- ①各市町村の現行保育水準、到達水準を明らかにし、職員配置、面積基準などについて維持・拡充を求める。
- ②各種補助事業や保育料補助などの市町村の単独助成の維持・拡充を求める。

Ⅱ. 市町村に向けての運動<各論>—条例制定、事業計画策定、パブコメ等に向けて

1. 事業計画策定の基本に認可保育所整備を位置づけさせる

- ①ニーズ調査の結果を明らかにし、認可保育所整備を基本にした事業計画の策定を求める。
- ②障害児施策については福祉計画などとの連携をはかる。
- ③耐震対策など施設整備・改善についても計画に盛り込ませる。

2. 保育の利用手続き、認定と利用調整などについて明らかにする

- ①保育所入所が児童福祉法 24 条 1 項により行われることを明らかにさせ、各種書類、条例等に明記させる。
- ②保育の必要性の認定の事由範囲を拡げる（障害児など弱者を排除しないしくみ）。
- ③短時間認定に伴う下限就労時間（月 48～64 時間）について現行を下回らせない。
- ④優先利用の詳細を明らかにさせ、優先度の高い子どもの保育を確保させる。
- ⑤利用調整結果の通知を義務づけ、市町村による利用調整を徹底させる。

3. 確認制度における運営基準（認可を受けた施設・事業所が対象）

- ①保育料外負担—文書による説明と同意の義務づけ、市町村の助成制度を確立する。
- ②上乗せ・実費徴収についての規制をかけるようにする。
- ③監査体制の確立、経理等の公開、必要な帳簿等も公開する。
- ④耐震対策など安全基準を明記させる。

4. 地域型保育の認可基準—地域型保育の各種事業の認可・基準に格差を設けない

- ①職員の資格要件—基本はすべて資格者とする。
- ②給食の自園調理必須と、調理員の配置。
- ③施設・事業責任者の配置。
- ④経理情報の公開、帳簿の保存を求める。

5. 学童保育の基準—現行水準を切り下げない、全児童対策との一体化をさせない

- ①支援員の資格要件、複数配置
- ②児童の集団の規模（施設規模）—30 人未満に
- ③施設面積の改善—児童 1 人につきおおむね 1.65 m²では狭すぎる
- ④開所時間—認可保育所と同様、小学校の休業日は 1 日 10 時間程度、休業日以外は 4 時間

6. 保育料について

- ①市町村の軽減措置の維持・拡充を求める。
- ②保育料の条例化、議会での論議を求める。

Ⅲ. 都道府県に向けての運動—要望事項

- ①市町村の計画をふまえた都道府県事業計画の策定—幼保連携型認定こども園の目標値の確認、意図的な移行をすすめさせない。
- ②都道府県補助の維持・拡充
- ③幼保連携型認定こども園の認可基準に対する要望—保育所最低基準、幼稚園設置基準を切り下げさせない。
- ④保育士等職員の処遇改善のための施策の拡充。

●資料 1

市町村署名（請願・陳情）の具体例①—新制度の実施に向けて

<請願趣旨>

国は2015年4月に「子ども・子育て支援新制度」（新制度）を実施するとして、〇〇市町村においても事業計画の策定や条例制定などの諸準備が求められています。しかし、住民への周知も含めて新制度の検討は充分とはいえず、関係者の間に不安が広がっています。

新制度の設計と実施にあたっては、子どもの権利保障を最優先に、（待機児童問題など）保育に関わる諸課題の改善も含めて、これまでの水準を決して後退させないことが重要です。〇〇市の責任において、子どもの保育に格差を持ち込まず、すべての子どもの発達が保障される保育・子育て支援制度の拡充を求めて以下について請願(陳情)します。

<請願項目>—取捨選択してください。

1. 「子ども・子育て支援事業計画」策定にあたっては、子どもの権利保障を最優先にしてください。
2. 新制度の実施にあたっては、児童福祉法 24 条 1 項の市町村の保育実施責任をふまえ、すべての施設・事業、すべての子どもに対して、格差のない保育を提供してください。
3. 〇〇市が認定したすべての子どもについて、責任を持って利用調整を行うなど、保育の実施責任を果たしてください。
4. 保育料など保護者負担を軽減してください。
(保育料値上げ・実費徴収・上乘せ徴収等をしないでください)
5. 現行保育制度における〇〇市単独補助、保育料の軽減措置等を維持・拡充してください。
6. 障害児の保育は、子どもの権利保障・発達保障の立場から現行水準を維持・拡充してください。
7. 待機児童の解消は、認可保育所整備を基本にしてください。
8. 公立保育所（・公立幼稚園）の廃止・民営化、幼保連携型認定こども園への意図的な移行はしないでください。
9. 保育士など職員処遇改善のための補助事業を継続・拡充してください。

請願・要望などの具体例②追加項目（条例制定等にかかわって）

1. 小規模保育・家庭的保育事業の認可にあたっては、すべて保育士資格者にしてください。
2. 小規模保育・家庭的保育事業の認可にあたっては、給食自園調理を必須とし、調理員を配置してください。
3. 保育の必要性の認定事由において、子どもの障害等を位置付けてください。
4. 学童保育の設備・運営基準については、職員資格と配置、面積基準等子どもの発達保障にふさわしい水準を確保してください。
5. 確認にあたっては施設の耐震基準など安全性を配慮してください。
6. 確認にあたっては経理や帳簿等の公開を義務づけてください。

○各地域ですすめている自治体向け署名、自治体への要望書、また各自治体で示された条例案など、全保連までお送りください。